

応募要領

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「N I T E」という。）は、リチウムイオン蓄電池を使用した製品を安全に使用するために必要となる経年劣化に伴う安全性の評価にかかる情報を得るに当たり、「リチウムイオン蓄電池の危険度判定に係る調査事業」（以下「本事業」という。）における共同実施者を公募する。

1. 本事業の目的

N I T Eは、経済産業省の政策である「グローバル認証基盤整備事業（大型蓄電池システムの性能・安全性の試験評価拠点整備）」として、大阪コスモスクエア地区（大阪市住之江区南港）に、大型蓄電池システム試験評価施設（以下「N L A B」という。）を整備し、平成28年7月から、蓄電池モジュール、蓄電池パック、蓄電池盤の品質性能試験及び安全性評価試験や、コンテナサイズの大型蓄電池システムの品質性能評価試験について、N L A B利用者の要望に応じた試験評価を実施している。

昨今、数多くの蓄電池及び蓄電池システム製品が日本国内において流通・使用されているが、これら製品において、リチウムイオン蓄電池（以下「蓄電池」という。）に起因する発火事故が起きている。このような事故の要因として蓄電池の使用を重ねることによる経年劣化があげられる。蓄電池の劣化状態の評価は、蓄電池を長く使うだけでなく、安全に使用するという観点からも重要であり、このような点において、社会的なニーズが存在することも明らかである。

一方、一般的な蓄電池の劣化診断手法としては、充放電中の電気的特性を測定して劣化度を測定する方法が知られているが、安全性を判断する観点で、蓄電池から直接の情報を得ているものはほとんどない。

このような状況の下、N I T Eは、本事業の中で蓄電池の使用による劣化とそれに伴い寿命に至っているかの判断に資する、蓄電池使用中の危険度判定に関する新たな手法開発に繋げるためのデータ収集等を行う。

2. 本事業の実施内容

N L A Bにおいて、本事業提案者の技術者らとN I T E試験員が共同で試験などを実施することにより、蓄電池の危険度判定に関する新たな手法の開発に資するべく、未使用蓄電池と劣化蓄電池との間における充放電時の挙動の違いなどを可視化するための試験データを収集する。

3. 本事業の役割分担

本事業におけるN I T Eと応募者との役割分担は、以下の（１）及び（２）のとおりとする。ただし、本事業に必要な被試験体等及び被試験体等に係る情報の提供、並びに、被試験体の運搬、処理等に係る費用の負担については、応募者が応募時に提案し、N I T Eが提案を採択した後、N I T E及び応募者にて協議の上で決定するものとする。

（１）N I T E

- （ア） 試験実施場所の提供
- （イ） N I T Eが保有する施設、試験装置等の提供
- （ウ） N I T E職員の人件費の負担
- （エ） 試験等に係わる水道光熱費の負担
- （オ） 試験等に関する安全確保のための対策、手順等の作成
- （カ） 本事業により得られたデータ、技術的知見の利用

（２）応募者

- （ア） 本事業に必要な試験装置等のうち、N I T Eにて提供できないものの提供
- （イ） 提案者が派遣する技術者、作業員らの人件費の負担
- （ウ） 試験等に関する安全確保のための対策、手順等に係る助言
- （エ） 試験等に係る技術、ノウハウの提供
- （オ） 本事業により得られたデータ、技術的知見の利用

4. 本事業の実施場所

〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目2番16号

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

管理実験棟、作業準備棟、機能別実験棟、多目的大型実験棟又は先端技術評価実験棟

5. 応募要領

（１）応募書類

本事業の応募者は、募集期間中に別紙1「リチウムイオン蓄電池の危険度判定に係る調査事業提案書」に必要事項を記載の上、8. 応募先に掲げる担当者に電子メールで提出してください。

（２）募集期間

令和8年2月13日（金）～令和8年6月30日（火）17時締め切り

(3) 試験実施期間

実施決定後～令和9年3月31日(水)までの必要な期間

(4) 応募資格

日本国の国内法に基づく法人格を有する者又はその構成組織

(5) 選考期間

提案書提出後、15営業日を目途に選考審査を行い、採択の可否について通知。

(6) 選考基準

本事業に関する選考基準は別紙2のとおり。

6. 本事業の契約

選考結果通知後、提案を採択された応募者と本事業準備のための打合せを行い、双方合意に至った場合は、別添「リチウムイオン蓄電池の危険度判定に係る調査事業に関する契約書」(以下「契約書」という。)に基づく契約を取り交わす。

なお、本応募要領が契約書の内容と異なる場合、契約書を優先する。

7. 秘密の保持

応募者名及び提案内容については、本事業の選考のためだけに用いることとし、NITEにおいて、厳重に管理する。

8. 応募先

〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目2番16号

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

国際評価技術本部 蓄電池技術企画課連携企画室

担当者：矢島、畑

電話：06-6612-2073、E-mail：nlab-sd@nite.go.jp

別紙1「リチウムイオン蓄電池の危険度判定に係る調査事業提案書」に必要事項を記入のうえ、応募先のメールアドレス宛てに電子メールで提出してください。

また、本件に関する問い合わせは、上記記載の電話又は電子メールにてお受けします。ただし、審査の経過等に関する質問にはお答えできません。

9. その他

施設の利用状況等により、試験実施時期等は応募者の希望に添えない場合がある。

具体的な事項については、提案採択後、双方協議の上で決定する。

独立行政法人製品評価技術基盤機構
理事長 宛て

法人等の名称
代表者氏名

リチウムイオン蓄電池の危険度判定に係る調査事業提案書

応募要領に従い、下記のとおり提案します。

1. 試験の概要、仕様

ご提案いただく試験の内容（大まかな手順、試験条件、必要な治具等）、被試験体の仕様についての概要をご記載ください。
必要に応じ、別紙等を添付してください。

2. ご提案の背景

ご提案に至った国内外の動向、産業界のニーズ、ユーザーからの要求の実例等をご記載ください。

3. 提供可能な技術情報等

今回のご提案される試験に関して、提供可能な技術情報（御社で開発された試験法、手順等のドキュメント、安全確保対策の構築手順、過去の試験経験等）をご記載ください。

4. 試験希望実施時期

今回ご提案される試験の希望実施時期をご記載ください。

5. 試験の実施体制及び管理体制

以下の例を参考に、試験部門、試験リーダー、契約書の代表者が管理体制のどのポストの人物かがわかるようにご記載ください。

6. 被試験体提供等の可否

今回ご提案される試験に必要な被試験体の提供、必要な費用負担、技術者の派遣等に合意をお願いします（該当しない場合は空欄のままで結構です）。

提案する試験実施に必要な試験サンプルの提供は可能です。

提案する試験実施に必要な試験サンプルの仕様を開示することは可能です。

提案する試験実施に必要な試験機器、測定装置、器具等のうち、NITE が提供できないものの提供は可能です。

提案する試験実施に必要な技術者の派遣は可能です。

提案する試験に関する技術情報等の提供は可能です。

NITE が応募要領にて指定する試験を実施することは可能です。

弊社の特定につながる情報を匿名化した上で、試験データを公表することは可能です。

7. ご契約者の情報

| | |
|-------|--|
| 住所 | |
| 契約組織名 | |
| 部署名 | |
| 役職 | |
| 氏名 | |

8. 本件に関する担当者の連絡先

| | |
|----------|--|
| 氏名 | |
| 部署名 | |
| 電話番号（携帯） | |
| メールアドレス | |

選考基準

1. 当該募集要項の目的・実施内容に合致しており、本事業により既に目的を達成した試験評価内容ではないこと。
2. 提案するリチウムイオン電池の危険度判定に関する手法が、既に学会又は市場等で確立されたものではないこと。
3. 提案する本事業が、NLABの施設及び試験設備等にて試験が実施可能と判断できること。
4. 提案する本事業に必要な試験装置等のうち、NITEが提供できないものの提供が可能であること。
5. 提案する本事業に必要な被試験体等及び被試験体等に係る、情報の提供が可能であること。
6. 提案する本事業に必要な人員、技術的知見を有していると判断できること。
7. 提案する本事業に必要な実施体制及び管理体制を有していること。
8. 実施した試験結果について、原則として、NITEと共同で事前確認をした上で匿名化の加工を行い、NLABの試験実績として公表できること。なお、被試験体及び法人名称と関連つけた状態での公表は含まない。
9. その他、当機構において適切な事業の実施に必要と判断した事項。

※その他、選考上で必要な情報提供をお願いする場合がございます。